「昭和51年1月10日) し制 改正(施行)平10.4.9(10.4.9) 平17. 3. 31 (17. 3. 31) 平17. 4. 11 (17. 4. 11) 平17. 11. 1 (17. 11. 1) 平18. 3. 22 (18. 4. 1) 平18. 3. 31 (18. 4. 1) 平19. 3. 22 (19. 4. 1) 平19. 9. 28 (19. 10. 1) 平20. 3. 31 (20. 4. 1) 平21. 4. 14 (21. 4. 14) 平21. 7. 1 (21. 7. 1) 平22. 6. 7 (22. 6. 7) 平23. 4. 1 (23. 4. 11) 平23. 9. 28 (23. 10. 1) 平24. 5. 14 (24. 5. 14) 平25. 2. 5 (25. 2. 5) 平25. 3. 27 (25. 4. 1) 平25. 6. 10 (25. 6. 10) 平25. 12. 18 (25. 12. 18) 平26. 6. 5 (26. 6. 5) 平28. 5. 30 (28. 5. 30) 平29. 5. 9 (29. 5. 9) 平31. 4. 26 (31. 4. 26) 令2. 5. 7 (2. 5. 7)

- 1 学内各部課間の連絡文書(以下「学内文書」という。)の処理は、この要項の 定めるところによる。
- 2 学内文書の処理は、「学内文書の取扱等一覧表」(以下「別表」という。)の 「分類」欄の分類に応じ、「事務処理の内容」欄の〔 〕内の事務につき、「学 内文書の取扱い」欄に掲げる方法によるものとする。
- 3 学内文書処理票は、別紙様式のとおりとする。
- 4 前3項のほか、学内文書の処理については、国立大学法人東京学芸大学文書処理規則の関係規定を準用する。

附則

この要領は、昭和51年3月1日から施行する。

附 則 (平17. 3.31) (抄) 平成16年4月1日から適用する。 附 則 (平17. 4.11) (抄) 平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平21. 4.14) (抄) 平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平22. 6. 7) (抄) 平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平23. 4.11) (抄) 平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平25. 2. 5) (抄) 平成25年1月1日から適用する。

附 則 (平25. 6.10) (抄) 平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平25. 12. 18) (抄) 平成25年11月1日から適用する。

附 則 (平26. 6. 5) (抄) 平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平28. 5.30) (抄) 平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平29. 5. 9) (抄) 平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平31. 4.26) (抄) 平成31年4月1日から適用する。

附 則(令2.5.7)(抄) 令和2年4月1日から適用する。

学内文書の取扱等一覧表

番号	分類	事務処理の内容	学内文書の取扱い	備考
1	学外機関からの照会等	(1) 学外機関から照会・依頼等の文書を受領する。	(2), (3)は学内文書処理票による。	
	に基づき、学内の意向	〔(2) 担当部課が関係部課ヘコピーを流す。〕		
	を問い,学外機関に回	[(3) 関係部課が担当部課へ回答する]		
	答等をするもの	(4) 結果を学外機関へ回答する。		
2	学外機関からの通知等	(1)学外機関からの通知等を受領する。	(2)は学内文書処理票による。	
	に基づき、その内容を	〔(2) 担当部課が関係部課へコピーを流す。〕		
	学内に周知させるもの			
3	学内の必要により、学	[(1) 担当部課に照会等を依頼する。]	(1)は原則として学内文書処理票に	
	外の機関の意向を問い	(2) 担当部課が学外機関に照会する。	よる。	
	,回答するもの	(3) 学外機関から回答を得る。	(4)は学内文書処理票による。	
		[(4) 担当部課が依頼部課に結果を通知する。]		
4	学内の発議事項を学外	[(1) 担当部課に通知等を依頼する。]	(1)は原則として学内文書処理票に	
	機関に周知させるもの	(2) 担当部課が学外機関に通知等をする。	よる。	
5	部課の発議事項につき	[(1) 発議部課から関係部課へ照会等をする。]	(1)は原則として学内文書処理票に	
	,他部課の意向を問い	[(2) 関係部課から発信部課へ回答する。]	よる。	
	,回答を得るもの		(2)は学内文書処理票による。	
6	部課の発議事項を他部	[(1) 発議部課から関係部課へ通知等をする。]	原則として学内文書処理票による	
	課に周知させるもの		0	
7	学内の個人(職員・学	(1) 個人の申請等を受ける。	(2), (3)は従来どおり。	
	生)の申請等に基づき	〔(2) 所属部課から担当部課へ送達する。〕		
	,大学が許可を与える	[(3) 担当部課から所属部課へ結果を送達する。]		
	もの	(4) 個人に結果を通知する。		
8	大学が個人(職員・学	[(1) 所属部課から担当部課へ依頼(上申)等をする。]	(1), (2)は従来どおり。	
	生)に対して命令(身	[(2) 担当部課から所属部課へ通知する。]		
	分異動を含む。),依	(3) 担当部課から個人へ通知する。		
	頼,通知等をするもの			

(件名)

	学 長	理事(全体統括・総務)	理 事 (教育·学生)	-		監	事	監事			
		(11/1/101)	(4VH 1 T)	(WITH ILAGE)	9)	/					
標記のことについて											
	副 学 長	<u></u>	-	課長	→.I →m =	. 係	長 ,	- + +			
伺(次のとおり	()	部局長	部長	室長	副課長	専門職	t員 ⁷	記案者			
してよいか)											
供閲 (別紙のとおり)	(合議)					年	月	日決裁			
(A 7/14 > C 4- 7)						年 .	——— 月	日起案			
標記のことについて	(/#: 					+ /	<u></u>	口起来			
別紙のとおり,	(備考)					***************************************					
通知・報告・提出・送付・照											
・依頼(要回答 月 Fで)	ま					***************************************					
回答・推薦します。											
(送付先)		(発信	者)					整理番号			
		(発	送)		年			留 万			
		日		3m							
				課室	係()	印				
	学長	理事	理 事	理事	理事			監 事			
	, , , ,	(全体統括・総務)	(教育・学生)	(研究・社会連携)) ()					
標記のことについて											
	副 学 長			# # F		156	F				
伺(次のとおり	副 子 文	部局長	部 長	課 長室 長		係 専門職	長員	起案者			
	,										
してよいか)										
	(合議)	<u> </u>				年 ,	 月	日決裁			
供閲 (別紙のとおり)											
						年 /	月 ———	日起案			
標記のことについて 別紙のとおり,	(備考)	(備考)									
通知・報告・提出・送付・照	会										
・依頼(要回答 月 日まで)											
回答・推薦します。(送付先)								整 理			
(运的元)		(発信	者)					番 号			
		(発	送)	年	月	E					
				課室	係()	印				
				±.	VK (니	<u> </u>			
情報公開区分 公開・	非公開(秘・	部外私)	(年	月	日まで)					